

論点に関する検討課題等

「13 再審請求手続に関する費用補償
制度」について

第13 再審請求手続に関する費用補償制度

- 再審無罪となった事件について、再審請求手続に要した費用を補償することとするか

[検討課題]

(1) 再審請求手続に要した費用を補償することの必要性・相当性

- 現行制度上、再審請求手続に要した費用については、同手続が、
 - ・ 被告人であった者の有罪・無罪を直接審理する公判手続の前段階をなすものにすぎないこと
 - ・ 当事者主義による対審構造を採っていないため、被告人であった者及び弁護人の出頭する公判期日等はなく、それに応じて補償すべき旅費、日当及び宿泊料も観念し得ないこと

等から補償の対象とされていないところ、再審無罪となった事件の再審請求手続に要した費用を補償することの必要性・相当性について、どのように考えるか。

(2) その他